

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
大旺新洋株式会社	代表取締役 小西 啓太	国土交通大臣許可 (特－3)第 22063 号	高知市仁井田 1625－2

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 6 年 12 月 9 日から令和 7 年 1 月 8 日まで (1 月)
指名停止の理由	大旺新洋株式会社及び同社使用人は、高知県高知土木事務所発注の「港改修（社総重）第 01-01-5 号 高知港改修（重要）工事」における港則法違反のために公訴を提起されたことが判明したため。 ※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 21 号（不正又は不誠実な行為）に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 6 の（ 1 ）（業務に関し不正又は不誠実な行為）下表内 1 に該当